

仕様書

1 業務名

久留米市地域リハビリテーション活動支援事業業務（単価契約）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3 事業目的

本事業は、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者（以下「リハ専門職」という。）が、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体と連携しながら、地域で介護予防に取り組む意欲がある団体に対し、自主的に運動等の取り組みができるように助言・指導を行うことで、市民が地域の中で継続的に介護予防の取り組めるよう支援することを目的とする。

4 実施場所

久留米市内

5 委託内容

通いの場等を活用した住民向けの介護予防に関する技術的助言、講座の開催及び調整業務

- (1) 地域の求めに応じ、通いの場等において、高齢者の心身状態や生活実態を把握するとともに、介護予防活動の担い手育成にかかる講話、健診や医療の受診勧奨など、介護予防に効果的な活動が継続できるよう、地域の実情に応じて必要な助言や講座を行う。
- (2) 講座開催の実施回数は、年間30団体を上限とする。同一団体の利用は、原則年3回までとする。なお、自主グループの立ち上げを検討している団体には、1～3回までの利用を可能とするが、次年度以降は利用できない。
- (3) 参加対象者は久留米市在住で概ね65歳以上の高齢者の団体とする。ただし、次の場合は講座の開催対象から除く。
 - ① 政治・宗教活動・営利を目的とするもの、苦情・陳情を目的とするもの、当講座の目的に反すると思われるもの。
 - ② 介護事業所、社会福祉法人、医療法人等の法人・事業所が主催者となって開催されるもの。
- (4) 開催場所は、校区コミュニティセンターなどの市内の公共的施設とする。
- (5) 講座参加者数は概ね5名から30名程度とする。
- (6) 講座開催に係る会場の準備、設営及びその使用料に係る一切の負担は、申込団体が負う。
- (7) その他、地域リハビリテーション活動支援事業の目的に向けた多職種からの相談や、久留米市が実施する介護予防の取り組みへの協力を行うこと。

6 実施にあたって

(1) 事務調整

- ① 久留米市長寿支援課より業務指令を受けたときは、速やかに派遣する講師の決定を行うとともに、申込団体と調整を行うこと。日程等については団体の代表者と直接調整し、団体の意向等を最大限に考慮して決定すること。原則として、派遣日時の1か月前までに団体からの派遣申込を受けているが、派遣日時の1か月前の期限を切っている場合であっても、可能な限り対応すること。また、決定した日程は市担当者へ報告すること。
- ② 事業開始前には、団体の代表者と事業について打合せを行うこと。
- ③ 出務時に必要な資料・機材等を準備し、当日のぞむこと。

(2) 講座の実施

① 講師 1名または2名

本事業に従事する者は、原則、受託者（以下、乙とする）に所属する理学療法士及び作業療法士とする。

派遣する講師は身分証明書（写真入りが望ましい）を携行し、講座実施時は紐で首から下げるなど常に見えるように身につけさせなければならない。体力測定を実施する際は、2名体制での派遣とする。

② 実施時間

講座開催時間は、平日の午前9時30分～午後4時30分までとし、1回あたり90分または60分とする。

上記は目安であり、派遣先団体の活動により多少時間に長短はある。

③ 内容

- ・終了後も参加者が介護予防を継続して取り組める指導内容にすること。
- ・市の既存事業の周知を行い、事業参加につながるような内容にすること。
- ・事業実施にあたっては、十分に安全に配慮して行うこと。
- ・以下の注意点を参加者に説明の上実施すること。

- ・発熱、頭痛、腹痛の症状がある方、関節の痛みがひどい方、疲れている方、血圧の高い方などは運動を中止する。
- ・痛いところまで体を動かさない。
- ・反動をつけずゆっくり体を動かす。
- ・膝や腰などに痛みが出たらすぐに中止する。

a) 身体機能評価

下記の内容を会場や参加者の状況により実施。ただし、市からの指示内容によっては身体機能評価を全て行わない場合もある。

- ・歩行能力：5m歩行テストまたはTimed Up and Go test (TUG)
- ・筋力：握力
- ・身体計測：指輪っかテスト、BMI早見表チェック
- ・フレイルチェック

b) 運動プログラム 下記の内容を会場や参加者の状況により実施

- ・準備運動（ストレッチ）
- ・筋力強化運動
- ・立位バランス運動
- ・こげんよか体操など

(3) その他（留意事項）

- ① 参加者の不慮の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、従事者に周知徹底すること。また、作成したマニュアルの写しを1部、市に提出すること。
- ② 事業実施時における賠償責任保険の加入は、乙が行うこと。また、加入後速やかに保険証券の写しを1部、市に提出すること。
- ③ 市が配布するアンケート用紙を配布し、提出を促すこと。

4 報告

(1) 活動報告及び事業報告

事業実施状況について、場所、日時、実施者氏名及び支援内容等を確認できる月次報告書（独自様式で可）を作成し、活動月の翌月10日までにこれを市に提出、検査を受けること（ただし、3月分は3月31日までに報告すること）。また、参加者の状況（身体機能評価等）が把握できる報告書（任意様式も可とする）を作成し、月次報告と併せて市に報告すること。

（2）年度末の報告

講座実施の実績について年度末締めで4月10日までに長寿支援課へ「完了届」（任意様式も可とする）を提出すること。

5 委託料について

（1）委託料については単価契約とし、項目は1回（90分）あたりの派遣費と1回（60分）あたりの派遣費とする。

（2）市は、実績報告書を受理後、速やかに検査を行う。乙は、検査合格後、請求書により委託料を請求し、市は請求書を受けた日から30日以内に委託料を支払うこととする。

6 安全管理

業務の実施に当たっては参加者の心身の状況等を把握しながら、事故のないよう実施すること。また、基本的な感染対策を徹底すること。講師派遣時における新型コロナウイルス感染拡大防止支援・安全対策をとり入れること。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について（その3）」（令和5年2月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課・老人保健課事務連絡）を参考にすること。

7 その他

（1）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、適切に措置すること。

（2）契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。

（3）乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。

（4）この仕様書に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、乙と市と協議し、対応するものとする。

《参考》久留米市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

○第1章 健康づくりと介護予防の推進

「住民主体の通いの場の数」令和3年度実績 486か所

(別添)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して
通いの場等の取組を実施するための留意事項(令和5年2月版)

1. 基本的な考え方

- 地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。
- その上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、通いの場を開催するためには、
 - ・「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けること、
 - ・運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人の距離の確保」「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」を実践することが重要である。
- このため、運営者・リーダーは、例えば、
 - ・換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所(広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等)や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
 - ・共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。
- 今般お示しする留意事項とともに、ワクチン接種歴や陰性の検査結果等も踏まえ、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、感染防止対策を確保した上で、通いの場等の取組を実施していただきたい。

2. 通いの場等の取組における留意事項

<感染防止に向けた留意事項>

- 運営者・リーダー、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。
- 運営者・リーダーは、参加者名簿(連絡先含む)を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用することを推奨する。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。
- 複数の人の手が触れる場所や物(手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など)は、適宜、消毒すること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。
- 室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気(2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど)を行うこと。
- 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上(できるだけ2m(最低1m))空けること。
- 文字(紙)や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
- 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つことを徹底すること。
- 会話をする際は、マスクを着用することを推奨する。
- 活動終了時の体調確認と手洗いを励行すること。
- 運営者・リーダーは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況

の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

<体操など身体を動かす活動をする場合>

- マスクを着けて運動をする場合は、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなど配慮すること。
- 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。

<会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合>

- 座席の配置について、対面は避ける、間隔を確保する(又はパーティション(アクリル板等)を設置する)などの工夫を行うこと。
- 食事中以外は、マスクを着用することを推奨する。
- 会食等に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの(食器やコップ、箸など)は、使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗浄すること。

3. 市町村における留意事項

- 通いの場等の取組の開催に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、通いの場の運営者・リーダー等からの相談等に適切に対応すること。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の区域に含まれることとなった場合の他、感染拡大の傾向がみられる場合には、歌を控える、息が荒くなるような運動は避ける、5人以上の会食を控えるなどの対策を講じるよう支援すること。
- 通いの場への参加を控える高齢者に対しては、参加の促進とあわせて、
 - ・ 高齢者の方々が居宅においても健康を維持できるよう、特設Webサイト「地域がいきいき集まろう！通いの場」や同サイトに掲載しているリーフレット等を活用して、運動、食生活や口腔ケア、人との交流のポイント等について、引き続き情報提供するとともに、
 - ・ 必要に応じ、心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握し、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど適切な支援を行うこと。
- また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」(令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)や「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について(自治体等の取組事例の周知)」(令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡)等も参考に、ICTの活用や住民間での個別訪問を組み合わせるなど、通いの場等が集まる取組にとどまらず、社会参加や地域づくりにつながる多様な取組の展開についても検討いただきたい。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策ポスター・リーフレット集(内閣官房)
<https://corona.go.jp/proposal/>
- ・ 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q1-2

- 「新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」(令和2年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000644296.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について(自治体等の取組事例の周知)」(令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000730984.pdf>
- 「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html
- 特設Webサイト「地域がいきいき集まろう！通いの場」
<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>
- 外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引き
 - ① 認知症カフェ企画運営者向け
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692601.pdf>
 - ② 認知症カフェ参加者(認知症の本人と家族)向け
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692602.pdf>
- 「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」(令和5年2月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001056974.pdf1>